

日 時	平成22年11月12日（金） 13：30～15：40
会 場	市役所北館 2階 会議室 3
出席者 欠席者	委員長 神部 智司 委員 森川太一郎，宮崎睦雄，谷口恵子，宮平太，中野久美子，片山恵美子，堺孰，高橋順子，上田晴男，磯森健二 委員以外 脇朋美 事務局 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆 細井 洋海・吉川 里香・山崎 元輝 芦屋市障害福祉課 西川 隆士 芦屋市地域福祉課 寺本 慎児
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会発足までの経過について
- (2) 芦屋市権利擁護支援センター事業計画について
- (3) 芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- (4) 高齢者虐待対応支援状況について
- (5) その他

2 資料

- 資料 1 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱」
 資料 2 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿」
 資料 3 「芦屋市権利擁護支援センター 2010 年度事業計画」
 当日資料「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会発足までの経過」
 「芦屋市高齢者権利擁護委員会設置要綱」
 「プロジェクトチームにおける論点整理」
 「芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領」
 「芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」
 「平成 21 年度 高齢者虐待の報告（兵庫県）」
 「養護者による虐待について 市区町村調査票」

3 審議内容

- (1) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会発足までの経過について
 (事務局 安達)
 当日資料「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会発足までの経過」
 「芦屋市高齢者権利擁護委員会設置要綱」

「プロジェクトチームにおける論点整理」

「芦屋市権利擁護支援センター運営委員会設置要領」

資料1 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱」

資料2 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿」の説明。

(2) 芦屋市権利擁護支援センター事業計画について

(上田委員)

資料3 「芦屋市権利擁護支援センター2010年度事業計画」の説明。

(神部委員長) センター長から、今年度の事業計画について、五つの重点課題を中心にご説明いただきました。権利擁護支援センターの役割の確立に始まり、高齢者虐待の対応への強化、また、権利擁護支援の担い手の養成事業、それから「福祉サービス向上支援事業」につきましては、第三者委員や介護相談員派遣事業との関係性、さらにネットワーク構築事業として、重層的な権利擁護支援の体制、地域、全国を含めた今後の体制についてご説明いただきました。

委員のみなさま、何かご質問やご意見はございませんか。

(堺委員) 委員会の設置要綱ですが、第1条に高齢者、障がい者の権利侵害の防止や支援について推進と検討を行うとあり、それは非常に大切なことだと思います。芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた権利擁護支援システムについても、この委員会で検討することはよく分かりました。

しかし、こどもの問題は、今後どのように扱っていくのでしょうか。

高齢者の権利擁護支援から始まっていることもよく理解しているのですが、要綱の第6条の第2項で委員以外の出席を求めることができますので、それをこどものことまで取り扱えると理解して良いのでしょうか。

(事務局 安達) 本来でしたら、児童についても入ることが理想的ですが、今回は高齢者虐待防止法の施行により、行ってきた高齢者の権利擁護支援を展開する中で、様々な課題から障がい者も含めた権利擁護支援の構築の必要性にともない、高齢者から障がい者にも対象を広げた委員会の設置となりました。

堺委員のご発言のとおり、いずれは第6条第2項により、委員以外の出席を求め、児童の問題についても、本委員会でご審議いただきたいと考えております。

(堺委員) 今から、権利擁護支援センターの活動報告がありますし、上田委員もセンター長として配置され、権利擁護支援業務の委託先の法人は、経験も豊富であると理解しています。業務の安定性の観点から申しますが、業務委託の契約期間は、何年ですか。

(事務局 安達) 通常の事業委託ですので1年となります。

(堺委員) わかりました。それでは、こどもの問題が先送りになる可能性がありますね。また、法人後見等の適否については、運営委員会で見極めるということですが、本委員会はシステムを検討したり、広く権利擁護の啓発を行ったりするなど、二階建ての構造となっているということですね。われわれ委員も、運営委員会と本委員会の役割や機能を十分に理解しないといけないわけですね。

また、1年契約となると、事業の安定性や今後、権利擁護支援業務を担う社会福祉協議会を育てていく土壌を作っていないといけないという観点からも、長期的な契約になることが望ましいと思います。

本委員会の委員のかたも学識の先生や弁護士のかたがおられますし、このように専門的な業務を社会福祉協議会に引き継いでいくには、かなりの時間を要すると

思います。また、高年福祉課では、現在まで虐待事例の累積が120件程度あると聞いています。これらを分析したり課題整理するだけでもかなりの時間が必要とと思っていますので、愛情を持ち、温かい目で本事業を育てていただきたいと思っています。

(3) 芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

(出席者 脇)

当日資料 「芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」の説明。

(神部委員長) 7月からの活動状況についてご説明いただきましたが、ご質問やご意見はございますでしょうか。

(片山委員) 質問ですが、法人後見は、6名のかたに支援を行っておられますが、支援件数が223件となっているのは、どのような内訳ですか。

(出席者 脇) 面談や電話を含めた相談対応の件数が223件ということです。

(片山委員) 社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業との違いは何ですか。

(出席者 脇) 社会福祉協議会が行っている事業は、兵庫県の社会福祉協議会の要綱に基づいて実施されていますので、入院や入所されているかたや身体のみ障がいのあるかたは、対象外となっています。しかしながら私どもの法人では、要綱から外れるかたにも対応することができます。また緊急対応が必要なかたなどが対象になります。そこに違いがあります。

(片山委員) あくまで、社会福祉協議会が優先と考えて良いですか。

(出席者 脇) はい。そのとおりです。

(堺委員) それも二重構造になっていますね。

社会福祉協議会と権利擁護支援センターは、福祉サービス利用援助事業で、また社会福祉協議会と障がい者相談支援事業所が相談業務で同じような事業を行っていますが、重層的な構造になっているかが課題であると思います。

地域発信型ネットワーク図でも、地域でそれぞれの専門職や関係機関がよくやっておられると思いますが、重層的な対応をしようとするれば、地域のかたが安心して生活できるように、例えばこの課題には医師が必要等の助言や解決ができるような仕組みが必要だと思えます。

(上田委員) 課題としては、あれもこれもと見えていますが、まだ始まったばかりです。しかし、社会福祉協議会との関係性では、同じフロアに設置されていることから、非常に連携がしやすく、仲良くやらせていただいています。

連携は、比較的うまくいっている地域であると感じています。

(神部委員長) 社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業の件数はどのくらいでしょうか。

(出席者 脇) 30件弱とお聞きしています。急激に増えているとお聞きしました。

(神部委員長) 契約内容は、金銭管理ですか。

(宮平委員) はい。金銭管理です。

(神部委員長) 今後、ますます需要が伸びる事業であると思います。

堺委員がご発言されたように、二重構造による弊害が起こらないように、社会福祉協議会のかたにも取り組んでいただきたいと思えます。

権利擁護支援者養成研修の受講生42人は、どのようなかたですか。

(出席者 脇) 市民のかたもおられますが、専門職のかたがほとんどで、ケアマネジャーやケースワーカーのかたです。

(上田委員) 芦屋市の権利擁護支援センターとして、権利擁護支援人材バンクは、来年度から機能することになります。法人としては、昨年度実施しまして、現在20数名が登録されています。実際に支援者として活動されているかたも何人かいらっしゃいます。しかし芦屋市内ではまだおられません。

また、権利擁護支援センターとして権利擁護支援ネットワークの観点から、専門職として、法律職のかたにもご登録いただいて、専門相談や個別支援を担っていただいております。現在、市内法律職の弁護士、司法書士をあわせて11名のかたにご登録いただいております。今後は医療職のかたにも広げていきたいと思っています。医療職のかたには、成年後見制度の申立てに必要な診断書や鑑定等でご協力いただきたいと思っています。センター開設前の説明会においても、医師会のかた向けにご説明はさせていただきましたが、セルフネグレクトの案件について、家族の理解を求めたり、診断をしていただいたり医療職のかたと権利擁護支援は関わりが深いです。

また別の調査の結果ですが、市民のかたが困った時に、いちばん相談しやすいのは医師だと回答するかたが多いということも分かっています。今後も医療職との連携は欠かせません。ご協力をお願いしたいと思っています。

(神部委員長) 今後も、権利擁護支援を担う人材が充実していくということですね。

(片山委員) 人材バンクですが、具体的にどのような形でお願いしようと思っておられますか。

(上田委員) 開設前に医師会や歯科医師会にも説明会を行い、人材バンクのご協力をお願いしました。実際には、個別にお願いしようと思っています。

司法職のかたも弁護士会や司法書士会等の団体に働きかけたのではなく、個別にお願いしています。

やはり、権利擁護支援について、ご理解いただいている先生がたに個別にお願いし、徐々に広げていきたいと思っています。

(宮崎委員) 私も、成年後見制度の申立てのための診断書は、何通か書かせていただき、受理していただいているようですが、どの程度書けば受理されるのか、または受理されないのかがまだ分かりません。成年後見制度については、理解し、拡充されていけば良いと思いますが、現状は、需要と供給のバランスがとれているように思うので、対応は可能ですが、今後は、精神科医師以外も診断書を書く機会が増える傾向にあると思いますので、精神科、内科の医師向けに勉強会や研修会等も考えなくてはならないと思っています。

(神部委員長) 今後、需要に合わせて、医師会でもご検討いただけるということですね。

(上田委員) 医師会との連携については、関係調整も難しいので、宮崎先生を中心に個別にお願いしながら、理解していただきながら広げていきたいと思っています。

(4) 芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

(事務局 細井)

当日資料「平成21年度 高齢者虐待の報告(兵庫県)」

「養護者による虐待について 市区町村調査票」の説明。

(堺委員) 法律が施行され、啓発やケアマネジャーの気づきや訪問等の必要性を言

われましたが、それだけでは解決しないように思います。

ケアマネジャーのかたも心的な疲れも多大にあると思います。

ですから、芦屋だけの問題ではなく、社会的な問題となっていますので、本委員会では、新しい仕組みなども考えていかないといけないと思います。

法律の本を片手に対応するのではなく、市民の生活に溶け込んだ対応が必要ですし、これからどうしたら良いかを検討する委員会でないといけないと思います。あるべき資源を有効に使うとか、啓発の具体性、地域のコミュニケーション等、検討していく課題もたくさんあると思います。

(事務局 安達) 本委員会は、権利擁護支援の防止策、対応策だけではなく、権利擁護支援センターを含めたネットワークの構築を図ることも目的としています。また、マンションの構造による孤立化などの地域課題への対応のありかたですが、地域ケア会議等も開催しています。それぞれの会議体が独立して運営されるのではなく、事務局である社会福祉協議会を中心に連携を図っていききたいと思います。

(堺委員) 池田市が、条例の制定に向けて、動いていますね。そんなことを本委員会で支援し、市議員等に働きかけることができないでしょうか。

(事務局 安達) 議員のかたがたも、個別支援でご尽力いただいているかたがおられます。今後も本委員会で、ご検討いただき、何らかの権利擁護支援の提言等もお出しいただくことも可能かと思っておりますので、また、ご協力もお願いします。

(片山委員) ケアマネジャーの気づきについて、4割程度で推移していることについて、何を持って虐待と判断するのかということが課題にもなっていますので、今月の22日に、弁護士と社会福祉士に講師依頼をし、ケアマネジャーが理解しておかなければいけない虐待については、研修会を予定しています。

(事務局 細井) 先ほどの片山委員のご意見ですが、ケアマネジャーの発見が4割で推移しているのご報告をさせていただきましたが、割合が少ないから啓発が必要ということではなく、現状のご報告をさせていただいたということでご理解ください。また、資源を有効に使うというご意見ですが、権利擁護支援業務連絡会では、それぞれの相談機関が課題を抽出し、お互いの機関の役割を理解し、今後も有効に活用できるよう情報共有をし始めたところです。新しい仕組みというご意見については、まずは現在ある仕組みの評価をし、必要な仕組みを構築していく必要があると思っています。

本委員会が、高齢者だけではなく障がい者も含めた新しい仕組みを作っていく役割を持っていますし、事務局として障害福祉課も協働で取り組んでいきます。また啓発につきましても、市民だけではなく、ケアマネジャーを含めた専門職にも必要だと思っておりますので、今後も検討していきたいと思えます。

(高橋委員) 障がい者の虐待について、高齢者と同じように虐待と判断できるシステムはあるのですか。

(事務局 細井) 障がい者については、法の整備が未だ整っておりませんので、仕組みはできておりません。今後、本委員会で取り扱う課題であると思っています。

(上田委員) 実際には、障がい者相談支援事業において、データとして把握している

と聞いています。芦屋市内については、まだ把握できておりませんが、今後、本委員会でも把握、検討していく課題です。

(出席者 脇) 実際の相談案件でも、児童虐待や障がい者の虐待案件も受けています。次回には、相談経路や種別について、ご報告できると思います。

(宮崎委員) 池田市の権利擁護の条例ですが、本委員会でのこの案件を提案させていただくことが妥当ではないかと思えます。次回の委員会で、検討していただけないかと思えます。このような案件は、時流もあるかと思えます。

適切な時期に本委員会で、ひとつでも成果を積み上げたいと思えますので、提案できないかと思えます。

(事務局 安達) 第7条のプロジェクトチームの組織化で対応できるのではないかと思えます。今年度は、プロジェクトチームで、現在の高齢者虐待対応マニュアルの改訂を想定しておりましたが、同様に検討する事案としてプロジェクトチームから提案された内容を本委員会で、ご確認いただき、市に提案というスタイルはとれると思えます。

(5) その他

(事務局 安達) プロジェクトチームの構成員ですが、本委員会の委員に加えて、実際の虐待対応を行っている地域包括支援センターの職員にも依頼したいと思えます。

(神部委員長) 委員のみなさま、よろしいでしょうか。では、本年1回目の委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。

閉 会